

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」等に伴う 大雨警報・注意報の暫定基準の廃止について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」等により、震度 5 強以上を観測した地域については、地盤の緩みを考慮し、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報について暫定基準を適用しました。

その後平成 24 年 3 月 22 日に暫定基準を見直し、いわき市について通常の 8 割の基準、その他の市町村については通常基準で運用しています。

大雨警報・注意報の暫定基準は、福島県と福島地方気象台が共同で発表する福島県土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害の関連等を調査し、適切な見直しを行うこととしております。

今般、福島県土砂災害警戒情報の暫定基準を平成24年11月27日をもって廃止し、通常基準に戻すことに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準についても下記のとおり廃止し、通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

記

1 暫定基準廃止日時

平成 24 年 11 月 27 日 13 時

2 暫定基準を廃止する市町村

いわき市（暫定基準の 8 割を廃止して通常基準とする）

これにより、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報を暫定基準で運用している福島県内の市町村はなくなります。

本件に関する問い合わせ先

福島地方気象台防災業務課

（電話 024-534-0321）